



エクセライク社会保険労務士法人

Excellent × Like

【法人紹介】

2021年4月1日

法人のご紹介



エクセライク社会保険労務士法人

Excellent × Like

名称 エクセライク社会保険労務士法人

所在地 東京都豊島区東池袋4-21-1
OWL TOWER OFFICE 3階

設立 2020年3月

電話番号 03-6370-0857

FAX 03-6679-6672

E-mail contact@hr.excelike.co.jp

WEB <https://hr.excelike.co.jp/>



代表のご挨拶

今までにない料金体系をご提案します

社会保険労務士報酬は従業員数で決まる契約が一般的です。しかし当法人は月額顧問料をオンライン相談に絞って最小限に抑え、発生するかどうか不確実な社会保険手続き業務は月額に含まず依頼された分しかいただかないリーズナブル、かつ業務実態に合った料金としています。

代表

岩壁 昭房 (AKIFUSA IWAKABE)

生年月日

1981年6月2日

資格

社会保険労務士(2009年取得)
特定社会保険労務士(2019年取得)、他

職歴

会社員として製造業・建築設計業・不動産業・宿泊業等、複数の事業会社にて10年以上人事労務を経験後、独立開業。2020年エクセライク社会保険労務士法人を設立しエクセライクグループへ。給与・社会保険処理は延べ15万人超の豊富な経験を持つ。



社労士業務の特徴

① 毎月必ず行わないといけない業務がない

税理士/社労士	毎月の業務	結論
税理士業務	会計帳簿記帳やレビューなどが毎月ある	月額課金を理解しやすい
社労士業務	手続き業務は必ずあるわけではない	月額課金が理解しにくい



社労士業務は毎月の定例業務がないため、手続き業務を含んだ月額課金は合わない業種です。(給与計算除く)

② 顧問料と業務量は必ずしも比例しない

一般的な事務所との違い	顧問料の特徴	結論
一般的な社会保険労務士事務所	従業員数に応じて決まる	何も業務依頼していなくても支払いが発生する可能性
エクセライク社会保険労務士法人	月額顧問料は最低限の金額に抑え、手続き代行等は依頼した量に応じた従量課金制を採用	依頼した業務量に応じた料金



顧問料(従業員数)と発生する業務量は必ずしも比例しません。

弊社が考えるサービス・3つの特徴



月額5,500円の利用しやすい料金

最低限の必須業務である相談（オンライン）に特化して、月額課金を最低限に抑えているため、小規模事業主様にも利用いただける料金です。「社労士の顧問料までは払えない…」というご心配はありません。



手続き報酬等は従量課金制

発生するかどうか分からない社会保険手続き料金等は月額には含みません。ご依頼に応じた別料金とすることで、ご依頼量と報酬額がきちんと比例する料金としています。



シンプル料金体系

個別見積りとする事務所も多くある中、「5,500円+従量課金分」のシンプル料金です。



余分な顧問料を支払う必要はありません！

料金体系（税込）

【月額顧問の内容】 ⇒オンライン相談業務に特化した**5,500円のみ**

項目	内容	備考
雇用・労働相談	雇用・労働問題に関するご相談 その他、時事・法改正情報のメールでの提供	メール or チャットワークの オンライン対応を前提

【スポット料金例】 ⇒手続き料金は**ご依頼分しかいただきません！**

発生するケース	提出書類	料金
毎年：6月～7月10日が申告期限 (料金は5名まで定額。6名以降+1,100円/人)	・社会保険算定基礎届 ・労働保険年度更新申告書	5,500円 5,500円
社員が入社した時 (1名あたり)	・健康保険厚生年金 資格取得届 ・雇用保険資格取得届 ・被扶養者(異動)届	各5,500円 5,500円
社員が退社した時 (1名あたり)	・健康保険厚生年金 資格喪失届 ・雇用保険資格喪失届 (離職証明書ありの場合は+5,500円)	各5,500円

【スポット料金例（手続き以外）】

就業規則 & 給与規程作成	110,000円～	雇用契約書作成	5,500円/通
就業規則 & 給与規程以外の附属規程作成	22,000円～	雇用助成金申請代行 (就業規則作成等がある場合は別途 料金が必要なケースがあります)	受給金額の20% (消費税別途)
労務監査立ち合い	55,000円/日		

- ◆ 「毎月必ず行う業務がない」という社労士業務の特徴を考慮し**月額顧問料を最小限に抑え、あとは業務が発生する都度課金するという「従量課金型」を採用**することにいたしました。
- ◆ 詳細や上記に記載のない業務については弊社WEBサイトをご確認いただくか、個別にお問い合わせください。

料金比較

比較	月額顧問料
一般的な社労士事務所	30,800円 (※)
エクセライク社会保険労務士法人	5,500円

WEBで料金基準を公開している東京23区内社労士法人・検索上位10社の「相談&社会保険手続き込み」プランで従業員数10名を前提とした料金の平均（当法人調べ）

【従業員10名、年間で入社3名・退社3名と仮定した場合…】

比較	年間費用
一般的な社労士事務所 (年度更新・算定基礎届は顧問料1ヵ月分想定)	431,200円 月額30,800円×12か月 労働保険年度更新・30,800円 算定基礎届・30,800円
エクセライク社会保険労務士法人	170,500円 月額5,500円×12か月 入社手続き代行・11,000円×3名 退社手続き代行・16,500円×3名 労働保険年度更新・11,000円（10名分） 算定基礎届・11,000円（10名分）

一般的な事務所と比較しても年間で倍以上、260,700円の差！

人の異動が頻繁に発生しない限り、**当法人の料金の方は割安かつ実態に合った料金**となります。
上記例では毎月手続き2名（入社1名・退社1名）の頻度でなければ当法人の料金が断然お得です。

お問い合わせ



エクセライク社会保険労務士法人

Excellent × Like

☎ 03-6370-0857
(平日10:00~17:00)

業務内容

労働相談（オンライン対応）

社会保険手続き代行（電子申請対応）

雇用助成金申請代行

就業規則作成（付属規程対応） ほか

オンラインで
スピーディーに対応
やり取りの時間も
大幅に削減！

<https://hr.excelike.co.jp/>



(※) 記載内容・金額は変更する場合があります

